

**柏崎市管理活用支援法人指定及び空家等対策支援業務委託
公募型プロポーザル提案評価基準**

1 目的

この基準は、柏崎市管理活用支援法人指定及び空家等対策支援業務委託公募型プロポーザルにおける提案事業者のうちから、柏崎市にとって最も有利、有益な者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業者選定方法

プロポーザル参加者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、提案限度額内の見積価格で提案した者のうち、柏崎市管理活用支援法人指定及び空家等対策支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が次の評価方法に基づき評価し、管理活用支援法人指定候補者・受託候補者 1 者及び次順位者 1 者を選定する。

ただし、評価点合計 700 点中 455 点（評価者別平均 65 点）を下回った場合は、選定しないこととする。

（評価方法）

(1) 評価点の計算は、「3 評価基準」に示す配点（点数）から、次のとおり算出する。

ア 実績評価点

「配点」に基づき点数を算出する。

イ 提案評価点

「配点」×「評価係数」とし、小数第 2 位を四捨五入する。

ウ 価格評価点

見積書に記載されている金額について、「審査項目」及び「評点係数」から算出する。

※あらかじめ事務局で計算し、評価様式に記載しておく。

(2) プレゼンテーションに出席しない場合は、受注する意思がないものとみなし、選定対象としないこととする。

(3) 提出書類に記載不備等がある場合は、事務局が選定委員会に報告し、その内容に応じ「業務の理解度」において減点等を行う。

3 評価基準

以下の基準により、提案者ごとに評価点を算出する。

(1) 実績評価点

配点 (割合)	配点 (点数)	審査項目	評価の基準
20%	実績 6 以上：20 点 実績 4～5：15 点 実績 2～3：10 点 実績 1：5 点	空家等利活用 実績	柏崎市域において、実際に空家等であった建物が相談、提案等により利活用された事例を評価する。ただし、相談を受けたもの、提案中など、実際に利活用されたものでない事案は、カウントしない。
(満点) 20 点			

(2) 提案評価点

ア 評価点

審査項目ごとの評価は、5段階評価とし各段階の点数は、以下のとおり算出する。

段階	提案の評価区分	点数
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

イ 提案評価内容及び配点

配点 (割合)	配点 (点数)	審査項目	評価の基準
15%	15	本業務の理解度	本市における空き家対策の課題、実施要領に記載の提案対象業務に係る内容を十分理解しているか。
15%	15	統括管理者の統括・調整能力	統括管理に係る役割を十分認識しているか。また、団体内における各業務間の課題共有、調整及び市との情報共有及び調整が十分できるような具体的な方策が確認できるか。
30%	30	業務遂行体制の充実度・確実度	提案内容に対する業務遂行体制について、十分に整えられた提案となっているか。また、関係法令に抵触しないための体制整備について十分な検討がなされ、具体的な方策が確認できるか。
5%	5	コミュニケーション能力	論理的かつ具体的な説明や質疑応答がなされ、市（附属機関である柏崎市空家等対策推進協議会含む）と円滑なコミュニケーションを図り、誠実かつ確実な対応が見込めるか。
(満点) 65点			

(3) 価格評価点

価格評価点は、以下の算式で配点する。

配点 (割合)	配点 (点数)	審査項目	評点係数
10%	10	【当初3年分】 見積金額について、低い方からA～Eの順に評価する。 ※税込見積金額が単年度ごとの提案限度額（10,000千円）を超える場合は、失格。	A (1.0)
			B (0.8)
			C (0.6)
			D (0.4)
			E (0.2)
5%	5	【4年目以降分】 見積金額について、低い方からA～Eの順に評価する。	A (1.0)
			B (0.8)
			C (0.6)
			D (0.4)
			E (0.2)

(4) 同点又は疑義が生じた場合

同点又は疑義が生じた場合は、本選定委員会の委員合議により決定する。